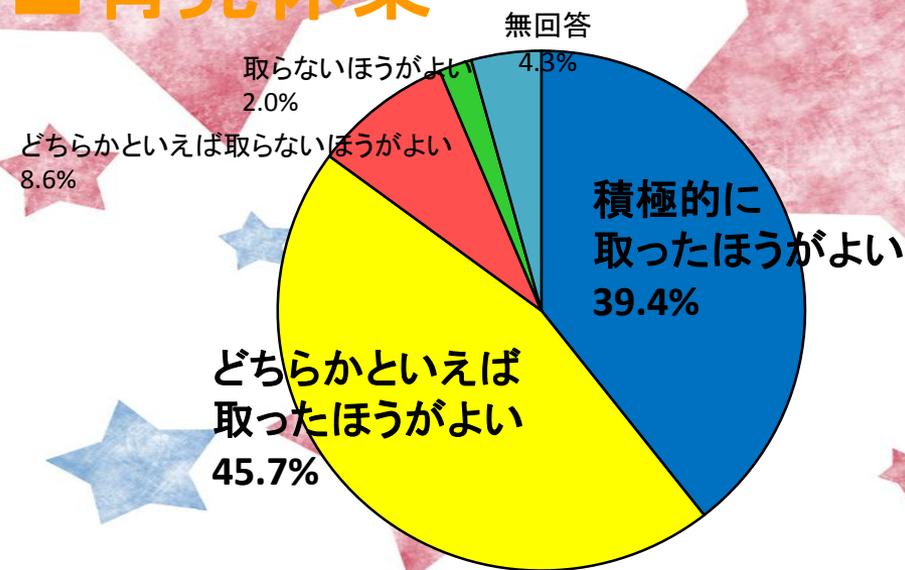


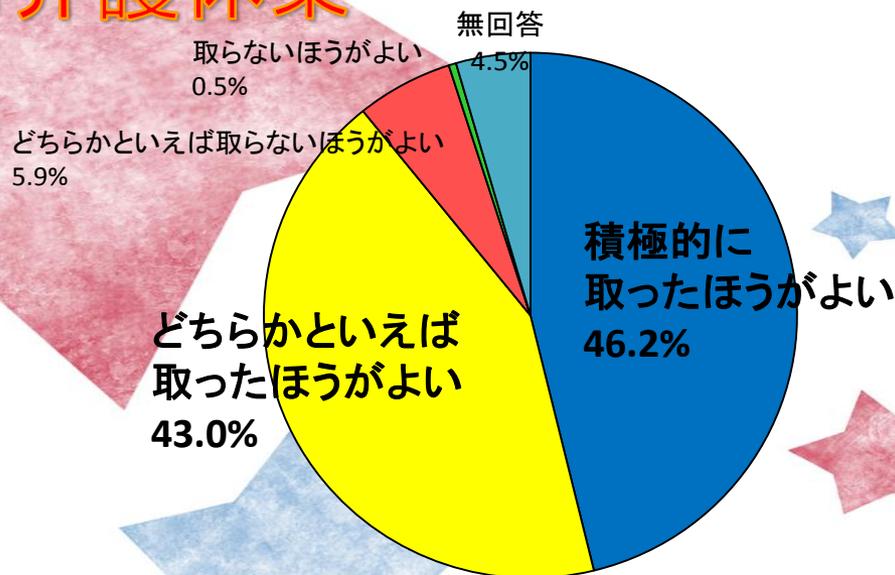
男性の育児休業や介護休業の取得について

「育児休業や介護休業の制度を男性が取得すること」について、「取ったほうが良い」との回答が育児休業・介護休業ともに**8割以上**を占めました。

■ 育児休業



■ 介護休業



しかしながら、2013年度 雇用均等基本調査(厚生労働省)によると、男性の育児休業取得率は**2.03%**でした。。。

制度の普及と同時に、育児休業の取りやすい職場風土の改善も必要です。

男性の育児休業取得例

◆妻と一緒に育児休業を取得

妻が育児休業取得中に、夫も育児をするため2か月の育児休業取得

0歳

1歳

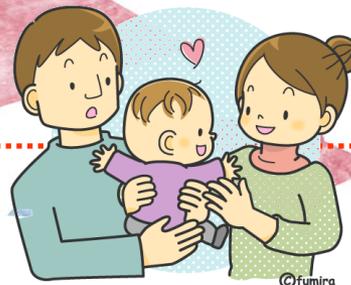
妻

産後休暇

育児休業

夫

育児休業



◆妻と交互に育児休業を取得

妻が育児休業取得後の職場復帰中に、夫が1か月の育児休業取得

0歳

1歳

妻

産後休暇

育児休業

職場復帰

夫

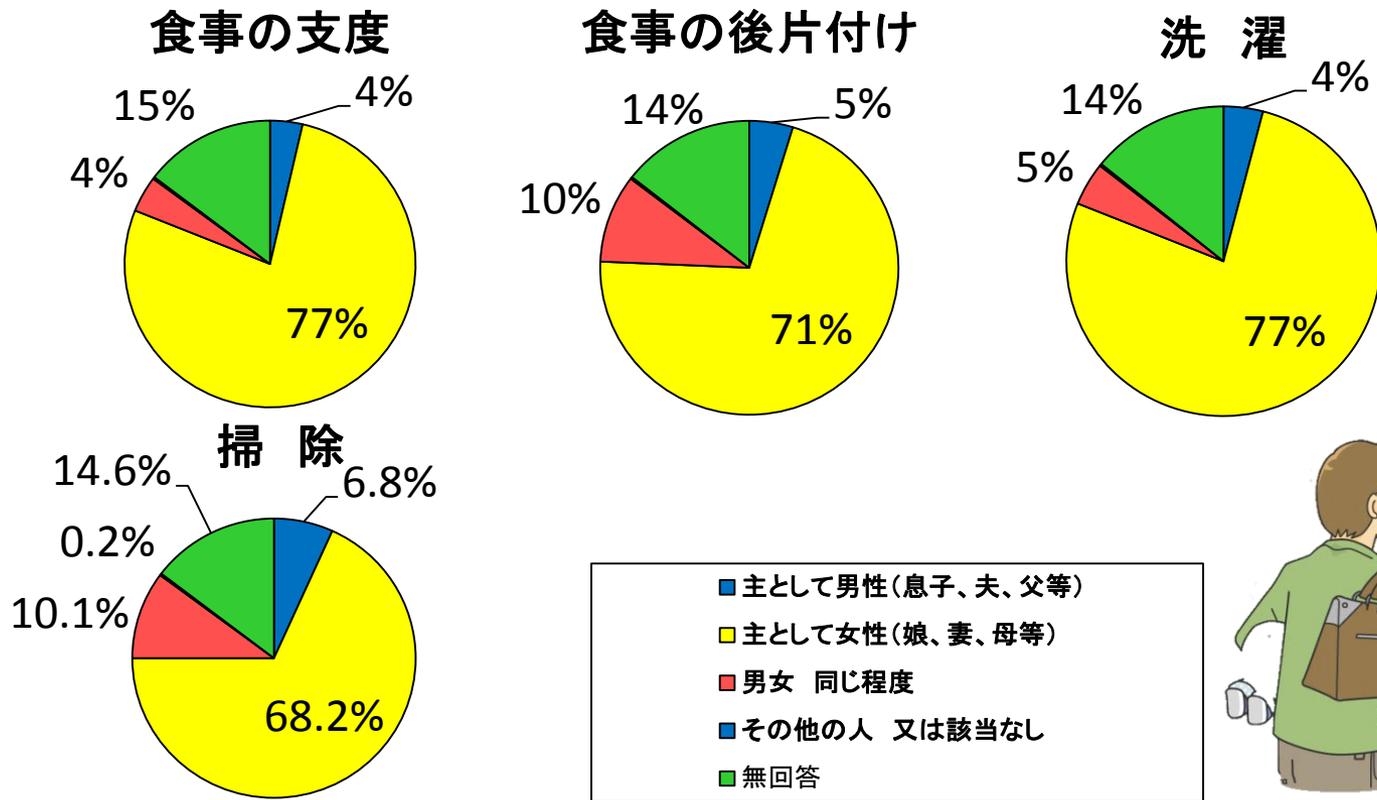
育児休業

保育所入所
慣らし保育



家庭での役割分担を見直しましょう！！

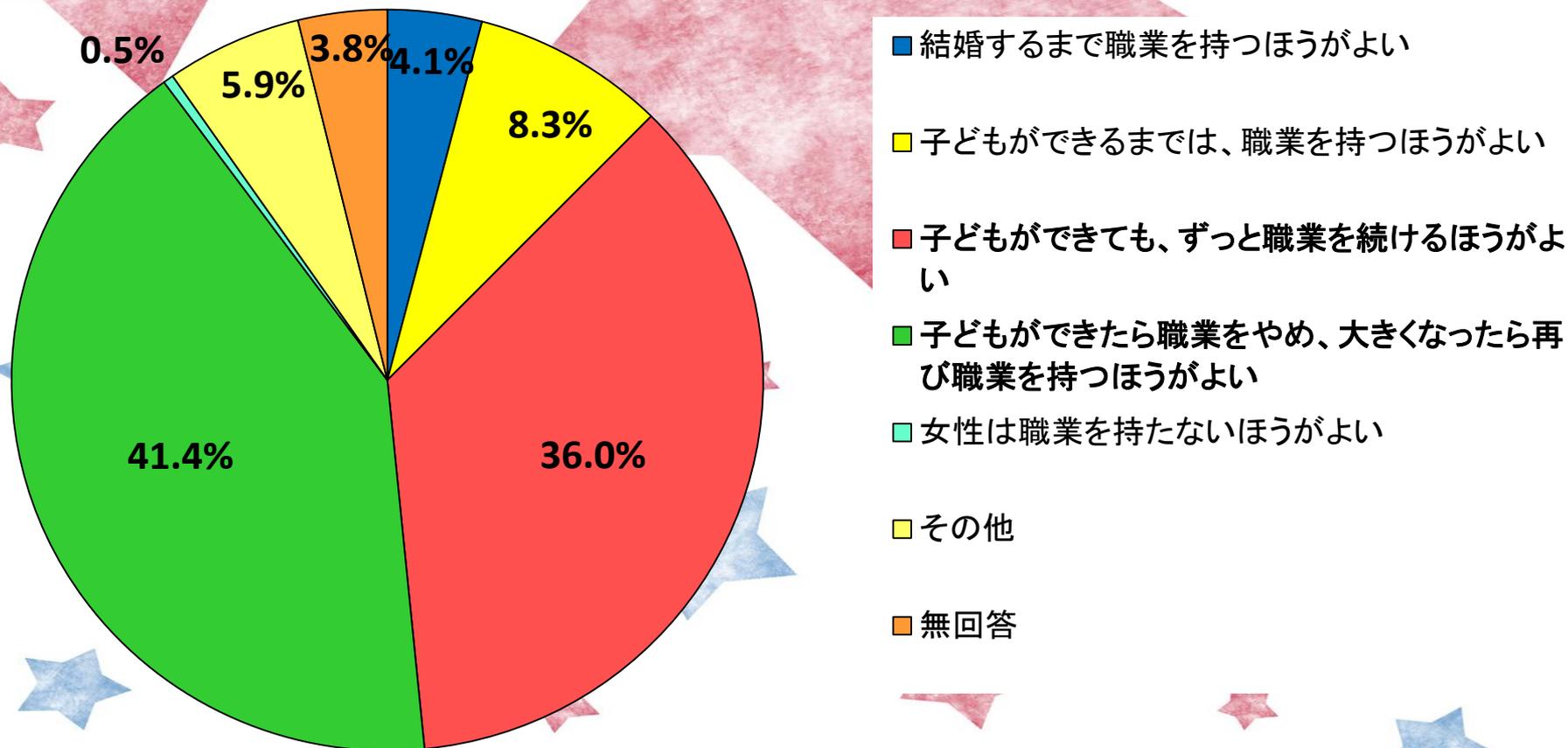
家庭での家事などの役割分担については、依然として**女性**が多くの役割を担っているという結果になりました。



各家庭にて夫婦や家族で話し合いを持ち、家事などの役割分担を見直しましょう！！

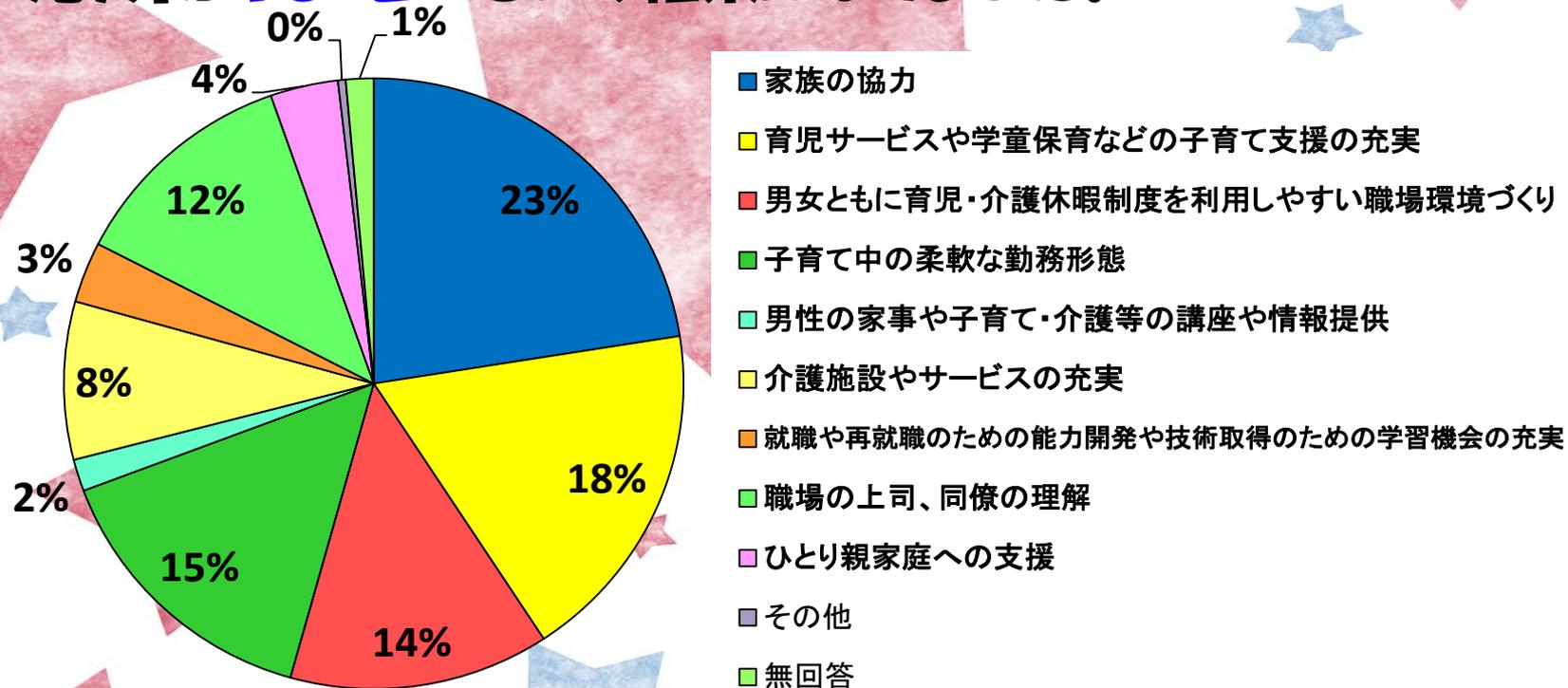
女性が職業を持つことについて

一般的に女性が職業を持つことについては、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が**41.9%**、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」が**36.2%**という結果になりました。



女性が働き続けるためには。。。

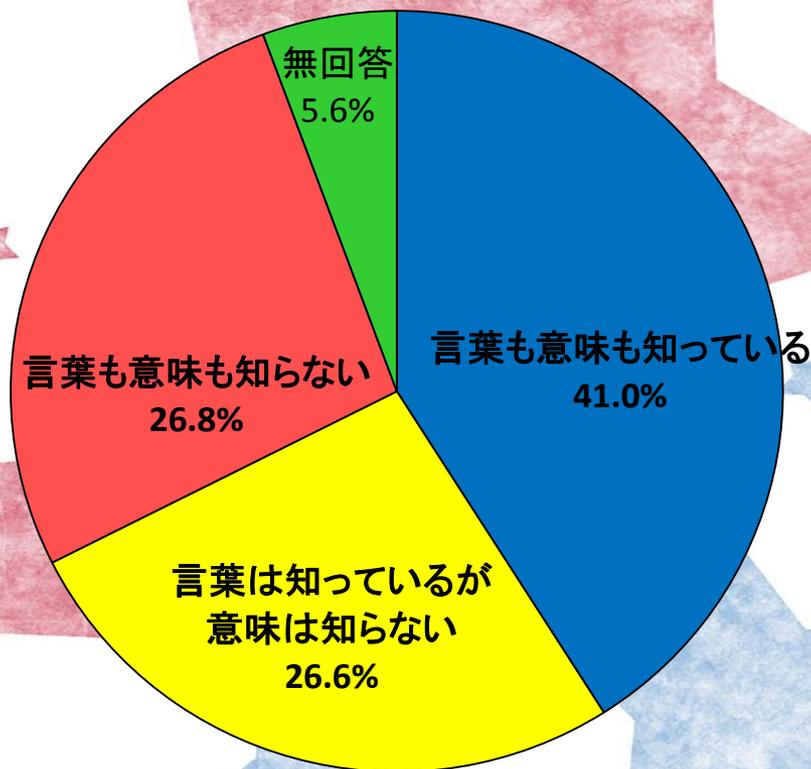
「女性が働き続けるための支援や改善」に要することについては、「家族の協力」が**22.5%**、「育児サービスや学童保育などの子育て支援の充実」が**18.2%**という結果になりました。



市では、育メンなどの家族の意識改革を進めています。
また、育児サービスや学童保育の見直しを含んだ「子ども・子育て新制度」が平成27年4月に施行予定です。

「男女共同参画社会」って知っていますか？

「男女共同参画社会」の言葉への理解については、
「言葉も意味も知っている」が**41.0%**という結果になりました。



平成21年度の調査では、同様の回答が**12.5%**だったので、
「男女共同参画社会」という言葉は、近年でだいぶ浸透してきている
ようです！